

日高町医療費助成事業のお知らせ

乳幼児等医療費助成制度

ひとり親家庭等医療費助成制度

重度心身障害者医療費助成制度

日高町では、各医療費助成制度対象者の入院及び通院にかかる医療費について、保険診療分の自己負担額を助成しています。受給資格要件を満たし、まだ申請をされていない方は、お近くの役場窓口にて手続きができます。

各医療費の助成制度					
乳幼児等		ひとり親家庭等		重度心身障害者	
対象者及び受給資格要件	中学生（満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者）	【親】子を扶養している父、または母 【子】満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（扶養されている者は20歳に達する月末まで）		・0歳～64歳の者 ・75歳以上の者 ※65歳～74歳の者については、後期高齢者医療保険に加入している場合、資格を取得することができます。	
	※高校生	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 次のいずれかの手帳の交付を受けた者 ・身体障害者手帳1～2級及び、※3級（※3級は内臓障害のみ） ・療育手帳A判定 ・精神障害福祉手帳1級 ・重度の知的障害と判定又は診断された者 </div>			
対象範囲	中学生まで：入院・通院 ※高校生：入院のみ	親：入院のみ 子：入院・通院		入院・通院	
助成内容	保険診療分の自己負担額を全額助成	【町民税非課税世帯】 初診料のみ自己負担 【町民税課税世帯】 医療費の1割自己負担（月額上限）入院57,600円、通院18,000円 ※中学生以下の入院・通院及び高校生の入院は、課税・非課税問わず保険診療分の自己負担額を全額助成。			
●受給資格要件 世帯の生計維持者の所得が、下表の所得限度額以内である。 ※1月～7月に申請した場合は前々年の所得、8月～12月に申請した場合は前年の所得で判定します。					
●所得限度額					
乳幼児等医療費助成制度		ひとり親家庭等医療費助成制度		重度心身障害者医療費助成制度	
扶養人数	所得限度額	扶養人数	所得限度額	扶養人数	所得限度額
無し	6,220,000円	無し	2,360,000円	無し	6,287,000円
1人	6,600,000円	1人	2,740,000円	1人	6,560,000円
2人	6,980,000円	2人	3,120,000円	2人	6,749,000円
※扶養親族等の数が3人を超えるときは、その超える者1人につき38万円を加算した額とする。			※扶養親族等の数が3人を超えるときは、その超える者1人につき21万3千円を加算した額とする。		

【お問い合わせ先】 助成金の申請・制度のお問い合わせは、お近くの役場窓口へ

門別地区／日高町役場 住民生活課 保険医療グループ	電話 01456-2-6182
富川地区／水・くらしサービスセンター	電話 01456-2-0255
厚賀地区／厚賀出張所	電話 01456-5-2111
日高地区／日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ	電話 01457-6-3173

保育所等入所希望者及び入所者へのお知らせ

「令和4年度支給認定申請書(新規)」「令和4年度保育所入所申込書」 「令和3年度支給認定現況届」の提出について

令和4年度保育所等の入所申込を令和3年12月1日(水)から受け付けますので、必要事項(マイナンバーも必要)を記入し、受付(届出)期間内に窓口へ提出してください。

また、日高町から支給認定を受け、現在保育所等に入所されている児童の保護者は、令和3年度支給認定現況届の提出が必要になります。該当者へは12月上旬に届出用紙を送付しますので、必ず提出してください。

なお、新年度小学校入学のため退所する児童についても、現況届の提出は必要です。

1 提出区分別(児童ごとの提出書類)

(1)新規入所:令和4年4月以降、新たに保育所入所を希望される方

- ①令和4年度支給認定申請書
- ②令和4年度保育所入所申込書

※下記の各受付窓口書類を設置していますので、必要書類を準備し、提出をお願いします。

(2)継続入所:現在児童が入所中で、令和4年4月以降も継続して入所される方(年中組以下の児童)

- ①令和3年度支給認定現況届
- ②令和4年度保育所入所申込書

※後日郵送する通知に詳細を記載しています。

(3)年度末退所:現在児童が入所中で、令和4年3月で退所される方(年長組など)

- ①令和3年度支給認定現況届

※後日郵送する通知に詳細を記載しています。

(4)添付書類((1)~(3)共通)

- ①在職証明書・自営業(内職)に係る申告書等
- ②上記の他、入所条件により必要となる書類(例:診断書、母子手帳の写し等)



2 受付(届出)期間

令和3年12月1日(水)から令和4年1月17日(月)まで (受付時間:役場開庁日の午前8時半から午後5時15分)

3 受付窓口

- (1) 日高町役場 子育て健康課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183
- (2) 水・くらしサービスセンター 電話 01456-2-0255
- (3) 厚賀出張所 電話 01456-5-2111
- (4) 日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173

4 日高町の保育所

	保育所名	住所	定員	受入年齢
1	日高保育所	本町東3丁目261-6	60名	生後6か月以上~小学校就学前
2	門別わかば保育所	字緑町11-6	75名	生後6か月以上~小学校就学前
3	富川二葉保育所	富川南1丁目9-2	120名	生後6か月以上~小学校就学前
4	厚賀すずらん保育所	字厚賀町214-1	45名	満1歳以上~小学校就学前

※保育時間(認定状況により下記利用時間に区分されます。)

・保育標準時間 8:00~17:45 ・保育短時間 8:00~16:00

※富川二葉保育所については、令和4年度末をもって廃止となり、令和5年度から学校法人富川学園が運営する認定こども園に移管されます。

【お問い合わせ先】 日高町役場 子育て健康課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183